第二十二条　第十一条から第二十条まで（第十四条第四号及び第十九条第五号を除く。）の規定は、検査員の登録について準用する。この場合において、第十一条第二項中「毎年二回以上」とあるのは「毎年一回以上」と、第十三条第一項中「選手登録簿」とあるのは「検査員登録簿」と、第十四条第一号中「十六歳」とあるのは「十九歳」と、第十九条第六号中「から第四号まで」とあるのは「又は第三号」と読み替えるものとする。

第四章　（略）

（電磁的方法による提出）

第二十三条　この省令の規定による申請書又は届出書並びにこれらに添付すべき書類又は写真（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等が電磁的記録をもつて作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

２　前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、競走実施機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に競走実施機関に到達したものとみなす。

第二十四条　（略）

第一号様式から第五号様式までを削る。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定、第十九条第六号の改正規定、第二十条第二項の改正規定、第二十一条の改正規定（「第二号又は第三号」を「から第四号まで」に改める部分及び「第二号」を「又は第三号」に改める部分に限る。）及び第二十二条の改正規定（「第二号又は第三号」を「から第四号まで」に改める部分及び「第二号」を「又は第三号」に改める部分に限る。）は、令和六年七月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の第十七条（第二十一条及び第二十二条において準用する場合を含む。）の規定（住所の変更に係る部分に限る。）は、令和七年一月一日以後に住所の変更があった場合について適用し、同日前に住所の変更があった場合については、なお従前の例による。

第二十二条　第十一条から第二十条まで（第十四条第三号及び第十九条第五号を除く。）の規定は、検査員の登録について準用する。この場合において、第十一条第二項中「毎年二回以上」とあるのは「毎年一回以上」と、第十四条第一号中「十六歳」とあるのは「十九歳」と、第十五条中「第三号様式」とあるのは「第五号様式」と、第十九条第六号中「第二号又は第三号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとする。

第四章　（略）

（新設）

第二十三条　（略）